

川崎市教科用図書選定審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき設置する川崎市教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、条例に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査研究会)

第2条 審議会の下に、調査研究員で構成する調査研究会を置く。

2 調査研究員は、教員のうちから必要な人員を教育委員会が任命するものとする。

3 調査研究員は、教科用図書の選定に関し、内容の調査研究及び各学校からの意見の集約（以下「調査研究等」という。）を行うものとする。

4 調査研究会は、調査研究等を取りまとめ、審議会に報告するものとする。

(教育委員会への報告)

第3条 委員長は、審議会で審議した結果を教育委員会に報告する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。